



巻頭言

国民の健康・安全を守り、健康寿命を延伸させる観点から建築基本法に期待

慶應義塾大学教授 伊香賀俊治

空き家を除く全国5,200万戸の住宅のうち、現行の住宅断熱性能基準を満たす住宅は5%に過ぎない。40%は断熱材が使われていない住宅であり、昭和55年に定められた最初の緩い基準を満たす住宅までを含めると、実に70%を超える住宅が断熱性能の低い、冬寒い住宅のままである。このことが、超高齢化の進行とも相まって、住宅内での入浴事故死、転倒・転落事故死、室内熱中症事故死を増やしている。交通事故死者数は1995年の1万5千人から年々減少し、2012年までに半減した。その一方で、家庭内事故死者数は増え続け、2012年までに15,000人に達している（厚生労働省人口動態統計）。これまで外出時に交通事故死に気をつけなければいけなかった時代から、いまや、安全・安心を得られるべき住宅内の方が数倍危険という驚くべき現象が生じている。また、心臓・脳などの循環器系疾患、肺炎などの呼吸器疾患による死亡は年間53万人にのぼり、その数倍にのぼる発症を含め、日本の多くの住宅の冬季の寒さが一因との指摘もある。これらのことが、医療費・介護費の急速な増大の背景になっているものと考えられる。

本年の省エネルギー法改正で、新築住宅の断熱性能を含む省エネ基準の段階的な適合義務化が、日本でもようやく盛り込まれたものの、新築戸建住宅については先送りであり、既存住宅はそもそも対象外である。英国のように、健康・安全性の劣る既存（賃貸）住宅に査察が入り、査察官がつける評価点に応じて、賃貸住宅の大家に改修・閉鎖・解体命令を下す住宅法改正（2006年施行）まで行っている先進国があることに比べると、国民の健康・安全を守る対策は大きく出遅れている。

そのような中、日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた「国民の健康寿命の延伸」を受けて、国土交通省が昨年度から「スマートウェルネス（健康・省エネ）住宅等推進事業」をスタートさせた。3年間で、全国2,000軒の住宅断熱改修工事の半額補助、改修前後の室内温湿度・エネルギー消費量変化、約4,000名の居住者の家庭血圧、身体活動量、症状・疾病状況の変化を調査・分析し、その結果を住宅政策の基礎資料として健康・省エネ住宅の整備を推進し、国民の健康確保と国と地域の発展につなげようとするものである。そのような医学的エビデンスの裏付けを待ちつつ、国民の健康・安全を守り、健康寿命を延伸させる観点から建築基本法に期待している。

基本法制定準備会 2015年通常総会の報告

日時:2015年6月6日(土) 13時30分開場 14時~15時

場所:建築会館301、302号室

出席者:18名+委任状96名=114名(定足数73)

議長: 神田順 (以下、敬称略)

<会長挨拶>

神田: 『イタリアン・セオリー』(岡田温司)というイタリア思想を扱った本における概念で、ピープルとマルチチュードがある。ピープルは人民だが、マルチチュードは多様性や個性、一人一人がどうするかということが焦点になっている。自立的に動く、あるいは一つの規律を自分たちで持ちながら展開しつつ、一人一人がどう生きていくのか、どう対応していくのかということを議論し運動していくこと自体に非常に意味があると、私なりにには勇気をもらった。

法律がわれわれの生活とか生き方をがんじがらめにしていることは、これからどうやって豊かに暮らしていくかというときに、人の大きなテーマだと思うので、そのような考え方を会の方向にも生かしていきたい。

<活動報告>・・・水津幹事が説明し承認された。

2014年は当準備会が発足して11年を経たことを踏まえて、より多くの賛同者を募るために建築の安全性や法規制のあり方、関係者の役割を明確にする事などを趣旨とする建築基本法をピーアールする活動を行った。

国会議員に対し2014年11月に「空き家対策からストック活用へ」をテーマに議員会館でシンポジウムを開催した。

若井、斉藤(鉄)、斉藤(健)、宮路(和)、宮路(拓)馬淵、渡海、小川議員等と個別に意見交換を行った。

建築関連諸団体との意見交換会を行った。

4月 日本建築士事務所協会連合会 三栖会長

9月 日本建築家協会 JIA 基本法特別委員会

ニューズレターの発行を2回(2014年5月 第23号 2015年2月 第24号)行った。

主な会合としては、2014年6月7日 通常総会(出席23名 委任状77名) 講演会:後藤 治氏(テーマ「地域の歴史、文化の継承のための建築社会制度について」)

9月13日 建築学会神戸大会にてランチ懇談会(参加者12名)

11月14日~16日 東日本大震災の被災地の復興支援として、幹事の有志が釜石地区の復興支援活動としてワーク

ショップを開催した。

その他に釜石市唐丹地区復興支援に神田会長他が数回の現地の訪問。

2015年2月13日 南相馬市長および地元関係者と復興状況について現地訪問と面談。

通年で、幹事会（8回）、分科会（外事・政策4回）を開催した。

<決算報告、会計監査報告>永谷幹事により説明し承認された。



神田会長

<会則改訂>・・・説明し承認された。

建築基本法制定準備会 会則第12条

現行：監査役は、本会の会計収支を監査し、必要に応じて意見を付す。

変更案：監査役は、本会の会計収支および事業を監査し、必要に応じて意見を付す。

<役員の新任>・・・説明し承認された。

幹事：橋本友希氏、楠川邦輔氏

監査役：新宮清志氏

<役員の退任>・・・説明し承認された。

赤羽吉人、市川幹郎、江原幸壺、永谷芳郎

<今年度の活動計画>・・・水津幹事が説明し承認された。

前年度に引き続き、以下の活動を行う。

・議員連盟結成を図る。

与野党の国会議員に本会をアピールする頻度を多くし、議員連盟への道を図る。

また、地方行政、議員、一般の人と交流し地方特性を勘案した建築法規制の必要性をアピールし、国民的な運動への合意形成に向けて活動を進める。

・関連諸団体との連携を図る。

関連諸団体との連携を図り、活動の幅を広げて建築基本法のあり方を検討する。

・被災地支援に取り組む。

東日本大震災の復興に、段階に応じて建築基本法の趣旨に基づいた復興計画が実現するように関係各方面に提言を行うと共に、出来る範囲で被災地の復興支援に取り組む。

<予算計画>・・・質疑応答後、承認された。

会場より：支援活動に対して予算をつけたか。

水津：被災地支援については幹事の有志が自費で活動しているが、本格的な段階になったら活動を強化したいので状況を見ていきたい。

<閉会>

講演・意見交換会 同日 15時～16時

講師：石川建設工業株式会社 社長 石川 俊 氏

<講演>

私は福島県南相馬市で県の公共事業を主体にやっている建設会社の経営をしています。

私が住んでいる原町は爆発した福島第一原発から約23キロから24キロぐらいの所に会社があります。

津波と地震だけであれば、自然災害ということで、仙台や岩手と同じように何とか復旧はできたのでしょうが原子力発電所の災害が重なってしまったというのが福島の状況です。

東日本大震災発生後、災害防災協定に基づいて、被災地に消防団や警察と一緒に乗り込みました。そのときに最初にやったのが、消防・救急車・自衛隊などが現地に入れるよう埋まった道路を重機によって最低1車線は確保する道路啓開です。3月12日に、東京電力の原発の1号機が爆発したというニュースが入ります。5キロ圏内、双葉町・大熊町という原発の立地町村の人間たちが緊急避難をしているというメールが入るようになります。政府からは10キロ圏内、浪江以降に避難地域を拡大するという話になってきました。14日にも私たちは不明者捜索を続けていましたが、本社でニュースを見ていたら、第1原発が爆発しました。社員たちは25キロぐらい離れた北泉という所で道路啓開をしていましたが、何かドーンという大きな音と、南側のほうを見たら茶色いきのこ雲が上がっていたという話をしております。

政府からは20キロ圏内を完全に封鎖し30キロ圏も警戒区域として入らないとしましたが、福島県では、不明者捜索は続けるということになりました。今、政府見解では屋内退避だけで、自主避難をすと言っていないとしているのですが、当時のNHKのニュースでは、自主避難をしてくださいという文字が大きく出ました。それで、当社社員は全員家族を連れて避難することにしましたが、県の災害対策本部から遺体捜索の要請があり緊急招集がかかり、集められる人間だけを集めました。社員の放射能からの安全確保について、厚生労働省福島労働局でも何も決まっていないので自主判断ということになりました。遺体捜索のた

めの道路撤去について、官庁同士で調整がつかなかったため、現場の行政マンの決断で動いたこともあり。ローカルルールを決めて責任を取る人間が居るか居ないかということで、法律の生かし方が全く変わってくるということです。



石川建設工業株式会社 社長 石川俊 氏

建設土木関係の業界団体が、県と防災協定を結んでいて、当社は、割り当てられた4月8日から20キロ圏に突入致し自衛隊と一緒にがれき撤去や遺体捜査をしました。自衛隊からは防護服も提供され、最大で重機70台、ダンプ80台を投入して沿岸部の捜査をしました。太陽光パネルは壊れていても発電するので注意が必要です。

仮設住宅については地震の発生直後から福島県14,000戸つくることで発注されましたが、大工が集まらず、地元で福島県建設業協会では、被災3県の中で唯一、地元の建設会社の公募方式で木造の仮設住宅を造ることにしました。一方、公共事業ならば配慮される経営審査事項が配慮されませんでした。作業員の宿舎確保や健康管理、いざというときの避難方法などに工夫が必要でした。防護服を着ると作業効率が落ちる問題もあります。

原発災害については法律・規則で何も決まっておらず、また、人がいなくなってしまうえば緊急マニュアルも役にたたず、通信も困難、風評も発生するという問題があります。ガソリンなどの備蓄も法律的に困難で、時間が過ぎるとなくなってしまう傾向があります。データのバックアップがなかったのも問題でした。

公共事業が減らされ、業者、人手ともなくなっていたところに、大災害が発生して、原発事故があつて避難もあつたので、災害復旧が全然進みません。集中復興期間の5年が過ぎると予算がつかなくなる仕組みですが人手が足りないので事業ができません。今、9割、2,900人くらいはまだ仮設住宅に住んでいて本設住宅が全然進んでいません。鉄筋・型枠・左官、それから内装、こういう職人といわれる人たちがもういなくなっています。政策的に建設業を減らしてきているわけですから、工事の担い手がいなくなっている。県は今年度、本設を2,000戸発注しようとしています、引き受け手がおらず、工事が進みません。東

京オリンピック関係でもずいぶん人手がとられて、賃金では福島県は東京にはかなわない。

今回の教訓としては、地方建設業は地域保全の予備役として位置付けるべきだということです。いつも仕事があるわけではないが、いざというときには乗り込んでいかなきゃいけない。また、われわれは乗り込むという自負も持っている。法律ではないけれど、発注側も受注側も、防災協定が今回の大震災時に唯一のクモの糸だったということです。それから、除雪とか道路維持、河川パトロールというのをやる人がやっぱり地域にいないと、最終的には東京に流出して空き家が増え、過疎になって、限界集落になって町がなくなるということになります。

加えて、公共施設等のメンテナンスが必要です。今回、津波や地震、あるいは原発で避難した場所というのは、みんな公共施設がほとんどでした。民間事業者を指定管理者にしている施設は、事業者が逃げてしまつて避難所として使えませんでした。各拠点に公共のある程度の役割を持った施設がないといざというときに逃げ込めない。東京でもし何かあつたときに、地方のそのような建物を人がいないからと潰してしまつたら、いざというときに逃げる場所がなくなってしまいます。

この地域の予備役という役割を果たすにも、高齢化し人口が減ってきた中で技術者・技能者を維持確保できるかという課題があります。東京はともかく、地方ではかなり難しいので、この常時の待機費用を計上していただかないと、このような人を地域に雇用してとどめておくことができないということをぜひ皆さんからもお話しいただきたい。

今回の災害対応でも自衛隊は高く評価されたのですが、建設業は評価されていないのが残念です。地方は賃金水準が東京と比べて低く、その面でも就業環境が厳しくなっています。一生の仕事の働く歴史の中で、何年間かでも福島の復興に携わつたということで、例えば賃金、それから社会保険や年金、そういったものが5パーセントとか10パーセント増しになるというようなメリットを与えていただければ、価格差があつても東京から福島に応援に行こうという話になりますが、残念ながらそういう評価が得られていません。私たちは自然災害だけではなくて、原発災害に遭つておりますので、ぜひスタートが2年遅れたということを国ではきちんと認識していただきたい。特に福島の場合は、2年間まるで手が付かなかつた部分がありました。

学校教育の中で、実業教育が必要です。もちろん建築士や経営者を目指そうという教育も必要ですが、今は普通高校の中で、本当に大工とか建設業を担う職業教育ってやっ

ていません。今の日本の教育の目標は、みんな高水準の賃金をもらえるための、高付加価値の教育をするということだと思いますけれども、それを下支えする職人層がないと社会は成り立ちません。地域の人間でないとそれはできません。

地方の建設業は、その地域の社会制度全体の中の必要なコストです。そこにある程度何パーセントかの建設業の人がいないと、いざというときに地域は大変なことになるという話を認識していただき、その経常費は、年間で必ず掛かるものだと思っていただかないと困りますという話を防災会議でもさせていただきました。

地方で働いている現場で皆さんの夢を実現する役目を担う人間たち、こういう人たちのこともきちんと必要なコストとして考えていただければありがたいと思います。

伊勢に次のサミットの開催が決まりましたけれど、伊勢神宮は、20年毎の式年遷宮により毎年何百万円という仕事がつくれるのです。古い宮を解体した木を今度はばらして、全国の神社にお配りしたり、あとは手前にある五十鈴川という所に架かっている橋げたの基礎材にしたりするのだそうです。そうやってリサイクルしていくということも仕事になっています。20年間仕事があるから技術者が残っていくということです。

地方でも、われわれのような業者が地方で生活できるだけのコストを確保することを基本理念の中に入れていただくと、皆さんの描いたいろんなデザインとか夢が形になり、残っていき、新しいものができる社会基盤の基礎になると思います。

(石川社長：会場とのやりとりの中で)

- ・多分、復旧工事は、業界団体などが仕事をまとめて受けてやるというような形にするべき。一社一社の思惑だけで入札に突っ込んでいったのでは、進まないと思う。
- ・激甚災害法は、原形復旧を求めるが、人口減少に加え避難で人が減ってしまっている地域で元の規模で復旧することには疑問がある。
- ・放射能についての安全の理解でも賠償金の給付でも地域は完全に分断されてしまっている。
- ・行政側にも専門家がいなくなっている。

<幹事より>

建築は支え続ける人がいて初めて社会資産になると感じた。

<神田会長より>

安全をはじめとした基準は現場で自分の裁量でそれぞれ判断できるような仕組みとすべきだろう。

新役員自己紹介

以下の2名が、6月6日の総会において、幹事として選出されました。

橋本 友希 氏

6月6日の総会において、新幹事として就任いたしました。31年3か月勤めた不動産会社を6月末退社、独立し、新しい一歩を踏み出したところですが、設計からCM、FM、PM、営業等の様々な業務の経験や人脈を生かし、神田会長はじめ、会員の皆様の「建築基本法」制定への思いを共有し、制定に向けて、微力ながらご協力できればと思います。

楠川 邦輔 氏

1941年生まれ 山形県出身です。日本大学理工学部建築学科、東北大学大学院修士課程を卒業・修了し、株式会社山下設計で34年間、構造設計・監理、解析プログラムの開発等に従事しました。

その後、世田谷区都市整備公社、世田谷区建築審査課で確認検査を担当し、現在 楠川構造研究室（一級建築士事務所）代表、複数の民間確認検査機関の第三者技術検査員、東京理科大学非常勤講師です。

訃報

本会幹事、池田芳樹氏が平成27年8月6日にお亡くなりになりました。

【池田芳樹氏を悼む】

建築基本法制定準備会会長 神田順】

池田幹事の突然の訃報を聞いて驚いております。いつも幹事会では明るく座を持たせていただき、シンポジウムなどでも大勢の仲間呼びかけていただくなど、大きな力になって頂いておりました。

現在の建築法制度が新築に偏り、ファシリティマネジメントの視点を基本にすえるべきという思いからの力強い応援でした。これからも多くの人に、さまざまな期待をされていたと思うと、残念でなりません。建築基本法制定準備会一同としても、心からのご冥福をお祈りする次第です。

事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845

住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16

建築設計事務所アトリエ71

E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/